ひきこもり支援ステーション事業について

資料５

■ひきこもり支援事業にかかる背景等について

　滋賀県においては、平成21年度からひきこもりに特化した専門的な総合窓口として、「ひきこもり地域支援センター」の整備が進められ、平成22年４月に滋賀県精神保健福祉センター内に設置されました。

　「ひきこもり地域支援センター」では、相談支援・家族学習会・当事者交流会・ひきこもり支援に関わる支援者の人材育成・普及啓発が主な取組みとなっています。



　令和４年度より、より住民に身近なところでの相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指して、設置主体を市町村に拡充されました。

　新たなメニューとしてひきこもり支援の核となる相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」が開始されました。

■ひきこもり支援ステーション事業について



・事業開始当初（3年程度を予定）においては、必須事業である相談支援事業・居場所づくり事業・連絡協議会、ネットワークづくり事業の整備を進めます。

・短期的な取り組において、事業効果を検証後、必要に応じて任意事業への発展の検討を進めます。

・全ての業務を福祉法人へ委託し、既存の社会資源の連携をスピード感をもって進めます。また居場所づくり事業については、庁内の関係機関と連携し、農福連携事業や地域生活支援事業（日中一時支援事業等）枠組みを活かした居場所づくりの検討を進めます。

■財政措置について

　生活困窮者自立相談支援事業等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等国庫負担（補助）金を活用

補助率　１/２